

平成22年8月18日

やぶれっ！住基ネット市民行動

代表 ■■■■■ 殿

総務省自治行政局住民制度課

2010年6月2日付でいただきました「住基ネット「選択性」検討に関する質問書」につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

(質問事項1)

住民基本台帳ネットワークシステムは地方公共団体が連携して主体的に構築・運営しているシステムです。また、住民票の写しの添付や年金の現況届が省略されることにより住民の利便に資するものです。

「番号に関する原口5原則」を踏まえ、社会保障・税に関わる番号制度についての検討を受けて、住民基本台帳ネットワークシステムのあり方を検討してまいります。

(質問事項2)

社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会等において、今後議論していくこととされています。

(質問事項3)

(1)

住民基本台帳法第30条の5第1項及び第2項に基づき、市町村長は、全住民の氏名・住所等の本人確認情報を住民基本台帳ネットワークシステムを通じて都道府県知事に送信する義務があります。なお、住民の本人確認情報を収集、管理又は利用する行為が、住民の権利ないし自由を侵害するものではないことは、平成20年3月の最高裁判決においても、確認されているところです。

(2)

「自己情報コントロールの原則」は、自らの情報が不正に利用・ストックされることなく、また、合理的な方法で、かつ、わかりやすい形で、自らの情報に自由にアクセス（フリーアクセス）し、内容の確認・修

正ができることを指すものです。

(3)

「プライバシー保護の原則」は、番号の利用される範囲が明確で、利用可能とされた範囲を超えて分野をまたがる名寄せが行われることを防ぐことを指すものです。番号の利用される範囲については、社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会等において、今後議論していくこととされています。

(4)

住民基本台帳ネットワークシステムは、全住民（国立市及び矢祭町の住民を除く。）の氏名・住所等の情報を把握している唯一のインフラとして国の行政機関等に対し約1億1千万件（平成20年度）の情報を提供するなど、現在も有効にその活用が行われております。

社会保障・税に関わる番号制度における住基ネットの活用については、社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会等において、今後議論していくこととされています。

(5)

住民基本台帳ネットワークシステムは、平成14年の稼働開始以来8年間、地方公共団体のご協力を頂きながら、安定的に運用されてきております。

社会保障・税に関わる番号制度の設計においては、国・地方協力の原則を踏まえ、地方自治体と連携・協力しつつ検討が行われるべきものと考えております。